

2024年2月1日

各位

株式会社 日本住宅保証検査機構 (JIO)

## 現金取得者向け新築対象住宅証明書 発行業務終了のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

さて、すまい給付金制度<sup>※</sup>の申請期間終了に伴い、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」（以下、『証明書』）発行業務を終了させていただくこととなりました。

下記事項をご確認いただき、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 証明書の発行業務について

- ・ 申請期限：（WEB）2024年3月1日（金）17時20分まで  
（郵送）2024年3月1日（金）到着分まで
- ・ 発行期限：2024年3月29日（金）

（注）発行期限までに審査完了に至らない場合、原則、証明書の発行は致しかねます。  
また証明書発行に至らない場合は、申請者様より所定のお手続きが必要となります。  
詳しくは「2.証明書に関する注意事項」をご確認ください。  
証明書が必要な場合には、申請期限に関わらずお早めの申請ならびに対応を  
いただけますようお願いいたします。

#### 2. 証明書に関する注意事項

- ・ 取下げ手続きは弊社指定の書式にて届出いただきます。なお、取下げ手続きされた場合においても、弊社が証明書の発行ならびに評価・審査に着手した後は審査料金等の返金を行うことはできません。あらかじめご了承ください。
- ・ 申請時に不備・不足書類がある場合には、審査を行うことができません。ご申請の際には不備や不足が無いようご注意ください。
- ・ すまい給付金制度<sup>※</sup>についての申請可否について弊社は一切の責任を負いかねます。余裕を持った証明書発行のご依頼をお願いします。

※）すまい給付金の申請は、取得した住宅に入居した後に可能となります。

申請期限は、住宅の引渡しを受けてから1年3ヶ月以内です。

以上

SNT4738-01(2024.01)